伊東温泉魅力創出事業費補助金交付要綱

（趣旨）

第１条　この要綱は、魅力ある温泉地づくりを推進するため、温泉源保護管理者が行う温泉保護管理施設等の整備や、旅館組合、観光協会等の観光振興に資する団体が自らの知恵と工夫により、自主的かつ主体的に取り組む温泉の保護活用、観光誘客事業等に要する経費に対し、予算の範囲内において伊東温泉魅力創出事業費補助金（以下「補助金」という。）を交付するものとし、その交付に関しては、伊東市補助金等交付規則（昭和３９年伊東市規則第１１号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、この要綱の定めるところによる。

（定義）

第２条　この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

⑴　温泉源保護管理施設等　温泉源（温泉法（昭和２３年法律第１２５号）第２条第２項に規定する温泉源のうち、温水又は鉱水に係るものをいう。）を保護管理し、温泉を鉱泉浴場まで供給するための施設や設備をいう。

⑵　温泉源保護管理者　伊東市税賦課徴収条例（昭和２５年伊東市条例第１３９号）第１４５条に規定する入湯税の特別徴収義務者又はこれらのものに温泉を供給している温泉源保護管理施設等の管理者をいう。

⑶　鉱泉浴場　伊東市税賦課徴収条例第１４１条に規定する鉱泉浴場をいう。

⑷　観光振興に資する団体　市内に事務所を有する旅館組合、観光協会その他これらに類する団体で、次に掲げる要件の全てを満たす団体とする。

ア　定款を有する団体

イ　観光資源の開発、温泉の保護又は活用に携わる団体

ウ　設立から３年以上経過した団体

（補助対象者）

第３条　補助金の交付の対象となる者は、次に掲げる要件の全てを満たす温泉源保護管理者又は観光振興に資する団体とする。

⑴　伊東市暴力団排除条例（平成２４年伊東市条例第１９号）第２条第３号に規定する暴力団員等又は暴力団員等と密接な関係を有しない者

⑵　市税の滞納がない者

（補助対象経費等）

第４条　温泉源保護管理施設等の補助対象経費及び補助率については、別表第１のとおりとする。

２　観光振興に資する団体が取り組む事業の補助対象経費及び補助率については、別表第２のとおりとする。

（交付の申請）

第５条　補助金の交付を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、次に掲げる書類を市長に提出しなければならない。ただし、工事を伴わない事業については、第４号に掲げる書類の提出は不要とする。

⑴　交付申請書（第１号様式）

⑵　事業計画書（第２号様式）

⑶　収支予算書（第３号様式）

⑷　工事仕様書、工事設計図及び工事内訳書

⑸　市税の納税証明書（完納証明）

⑹　その他市長が必要と認める書類

（交付の決定等）

第６条　市長は、前条の規定による申請があったときは、速やかに審査を行い、適当と認めるときは、規則第２号様式により申請者に通知しなければならない。

（申請の変更）

第７条　申請者は、次の各号のいずれかに該当する場合、あらかじめ市長の承認を受けなければならない。

⑴　補助事業の内容の変更をしようとする場合

⑵　補助事業に要する経費の配分の変更（事業費の２０パーセント以下の変更を除く。）をしようとする場合

⑶　補助事業を中止し、又は廃止しようとする場合

２　補助事業が予定の期間内に完了しない場合又は補助事業の遂行が困難となった場合、速やかに市長に報告し、その指示を受けなければならない。

３　補助事業の完了により申請者等に相当の利益が生じると認められる場合、当該補助金の交付の目的に反しないときに限り、その交付した補助金の全部又は一部に相当する金額を、申請者から市に納付させることができる。

４　申請者は、補助事業の内容を変更しようとする場合は、必要に応じ、次に掲げる書類を市長に提出しなければならない。

⑴　事業計画変更承認申請書（第４号様式）

⑵　変更事業計画書（第２号様式）

⑶　変更収支予算書（第３号様式）

⑷　変更工事仕様書、工事設計図及び工事内訳書

⑸　その他市長が必要と認める書類

５　市長は、前項の規定による申請があったときは、承認又は不承認を決定し、事業計画変更承認（不承認）通知書（第５号様式）により、申請者に通知するものとする。

（実績報告）

第８条　申請者は、補助事業が完了したときは、次に掲げる書類を市長に提出しなければならない。ただし、工事を伴わない事業については、第４号に掲げる書類の提出は不要とする。

⑴　実績報告書（第６号様式）

⑵　事業実績書（第２号様式）

⑶　収支決算書（第３号様式）

⑷　工事仕様書、工事設計図、工事内訳書及び完成写真

⑸　その他市長が必要と認める書類

２　前項に掲げる書類の提出期限は、事業完了の日から起算して３０日を経過した日（第７条第１項第３号により補助事業の中止又は廃止の承認を受けた場合は、当該承認の通知が到達した日から起算して３０日を経過した日）又は補助金の交付の決定のあった日の属する年度の３月３１日のうち、いずれか早い日までに行わなければならない。

（補助金額の確定）

第９条　市長は、前条の報告を受けたときは、速やかにその内容を審査し、適当であると認めるときは、交付すべき補助金の額を確定し、規則第５号様式により申請者に通知しなければならない。

（消費税仕入控除税額等に係る取扱い）

第１０条　補助対象経費に含まれる消費税相当額のうち、消費税法（昭和６３年法律第１０８号）に規定する仕入れに係る消費税額として控除できる部分の金額（以下「消費税仕入控除税額」という。）がある場合の取扱いは、次に掲げるとおりとする。

⑴　交付の申請における消費税仕入控除税額等の減額　当該補助金に係る消費税仕入控除税額等（消費税仕入控除税額と当該金額に地方税法（昭和２５年法律第２２６号）に規定する地方消費税の税率を乗じて得た額との合計額に補助金所要額を補助対象経費で除して得た率を乗じて得た金額をいう。以下同じ。）がある場合には、申請者は、これを補助金所要額から減額して交付の申請をしなければならない。ただし、申請時において当該補助金に係る消費税仕入控除税額等が明らかでない場合は、この限りでない。

⑵　実績報告における消費税仕入控除税額等の減額　申請者は、実績報告書を提出するに当たって、当該補助金に係る消費税仕入控除税額等が明らかになった場合には、その金額（前号により減額したものについては、その金額が減じた額を上回る部分の金額）を補助金額から減額して報告しなければならない。

⑶　消費税仕入控除税額等の確定に伴う補助金の返還　申請者は、前号に定める実績報告書を提出した後において、消費税及び地方消費税の申告により当該補助金に係る消費税仕入控除税額等が確定した場合には、その金額（第１号又は前号により減額したものについては、その金額が減じた額を上回る部分の金額）を消費税仕入控除税額等報告書（第７号様式）により速やかに市長に報告するとともに、市長の返還命令を受けた場合、これを市に返還しなければならない。

（雑則）

第１１条　この要綱に定めるもののほか、補助金等の交付等に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附　則

この要綱は、令和７年１０月１日から施行する。

附　則

この告示は、令和８年４月１日から施行する。

別表第１（第４条関係）

補助対象経費	補助率	限度額
１　温泉源保護管理施設に係る補修等の経費 ２　温泉源保護管理施設から鉱泉浴場における貯留施設や浴槽までの配管施設に係る補修等の経費 ３　温泉源保護管理施設から鉱泉浴場における貯留施設までの輸送に要する設備に係る補修等の経費。ただし、車両本体の補修等に係るものは除く。 ４　鉱泉浴場におけるポンプ、ボイラー、循環ろ過配管、ろ過器、塩素等注入装置等に係る補修等の経費 ５　浴槽の温泉排水と洗い場等の排水を分離するための配管等に係る補修等の経費	２分の１以内	１００万円 ただし、入湯税の特別徴収義務者へ温泉を供給している温泉源保護管理施設の管理者は５０万円とする。

別表第２（第４条関係）

補助対象経費	補助率	限度額
１　伊東温泉の魅力を創出するイベントの開催に要する経費（飲食費は除く。） ２　伊東温泉の看板、街灯、足湯等の温泉地全体の整備に要する経費（用地の取得又は賃借に要する経費及び保障に係る経費を除く。） ３　伊東温泉の魅力発信に係る広報活動及び市場調査等に要する経費（飲食費は除く。） ４　案内サイン、パンフレット等の多言語化及びインバウンド研修の実施等に要する経費（飲食費は除く。）	３分の２以内	１００万円